



はかりの定期検査を受けましょう



取引・証明用として使用している「はかり」は精度・性能が国で定める基準に適合しているかを確認するために2年に1度の定期検査を受けなければなりません。(計量法第19条, 第21条)。
詳しくは旭川市ホームページをご覧ください。

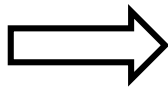


取引・証明に使用するはかりには証印が必要です

取引・証明に使用するはかりは検定証印又は基準適合証印が付された物でなければなりません。(計量法第16条)。



はかり



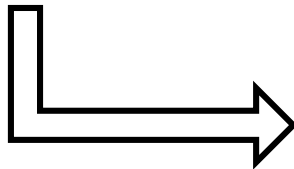
検定証印

又は



基準適合証印

検定証印又は
基準適合証印が
ついたはかりは
取引・証明に
使用できます



家庭用特定計量器技術基準適合マーク

家庭用特定計量器 (家庭用と記されたはかり)は取引・証明に使用できません

定期検査の手数料

はかりの種類やひょう量 (計量できる最大値) により異なります。
おもな手数料は次のとおりです。また、消費税は非課税です。

はかりの種類	ひょう量	1個当たりの手数料
電気式はかり	100kg以下	1,600円
	250kg以下	2,100円
機械式はかり	100kg以下	700円
	250kg以下	1,100円

定期検査の区域

旭川市では市内を2つの区域に分けて検査しています。

年	地区
令和5, 7, 9...	宮下通, 各条通, 宮前, 各条西, 南各条通, 常盤通, 中常盤町, 上常盤町, 常磐公園, 曙, 曙北, 亀吉, 豊岡, 東光, 東鷹栖, 東鷹栖東, 東鷹栖東1線, 東鷹栖各線, 物流団地, 東山, 神居, 神居町, 忠和, 高砂台, 台場, 台場東, 南が丘, 旭神町, 旭神
令和6, 8, 10...	春光, 春光町, 春光台, 花咲町, 末広, 末広東, 近文町, 字近文, 旭岡, 住吉, 旭町, 大町, 川端町, 北門町, 緑町, 錦町, 本町, 江丹別町, 神楽, 神楽岡, 神楽岡公園, 西神楽, 西神楽北, 西神楽南, 西神楽各線, 西御料, 緑が丘, 緑が丘東, 緑が丘南, 永山, 永山北, 永山町, 流通団地, 秋月, 東, 新富, 金星町, 大雪通, パルプ町, 新星町, 東旭川南, 東旭川北, 工業団地, 東旭川町

定期検査の時期

市内各所に会場を設けて、はかりを持参していただき検査します。

この検査の日にちと会場は「こうほう旭川市民」5月号でお知らせします。

ただし、次の場合は申請書を提出していただいた上で、はかりの設置先にて検査します。

- ・ はかりの台数が多い場合
- ・ 据え付きのはかりや大型のはかりで持参が困難な場合
- ・ 最小目量（目盛）が10mgのはかりを使用している場合

また、次の表にある地区のはかりもお伺いして検査します。

年	地区
令和5, 7, 9...	神居町, 東鷹栖東各条, 東鷹栖各条, 東鷹栖東1線, 東鷹栖各線, 物流団地, 東山
令和6, 8, 10...	春光台各条, 江丹別町, 西神楽, 東旭川町

担当

旭川市 市民生活部 市民生活課 計量検査所

〒070-0031 旭川市1条通8丁目フィール旭川7階

電話：0166-20-0360 FAX：26-2545